

教養教育の原点「全学講義」について

Introducing the General Culture in the Tokyo Imperial University,
“The Lecture for All Students”

糸 山 東 一

教養教育のあり方の探究は古くて新しい課題であり、かつ現時点の問題でもある。教養教育の必要性は古くから認められており、また多くの考究も加えられてきている。しかし、なお現在の課題とされていることから、これまでの教養教育への考察内容の再点検及び「全学講義」等の意義に関わり、教養教育のあり方の再検討も必要と考え、考究する。

1. はじめに
 2. 全学講義について
 - 2.1 大学教育改善のうごき
 - 2.2 全学講義の誕生
 - 2.3 全学講義の内容
 - 2.4 総合教育と全学講義
 3. 非専門の大学教育
 - 3.1 必要性和期待される内容
 - 3.2 教授方法
 4. おわりに
- 註と引用
補 遺

1. はじめに

昭和24年4月、学制改革により「新制大学（以下、大学という）」になり半世紀を経ている現在、大学設置基準大綱化によって、従来の一般教育を含む大学教育の現在に至る経緯にたち、多くの大学で教育課程の再構築が行われつつある。これまで大学の特徴の一つであった一般教育（大学初学年生に専攻に関わりなく課していた教育課程、教養教育、最近では共通教育、普遍教育ともいう）は、過去に何回かの内容的¹⁾、制度的²⁾及び学生からの要求³⁾等によって改変を重ねつつ、今日に至っている。

大学の教育課程の改変は、当該分野の学問の進展によって始めてなされるものであり、単に機構上の変化を先にして教育課程を改変することは好ましくない。大学設置基準大綱化に関連する一般教育の改変は、学問の進歩発展に伴う大学教育の改変につながる非専門領域の教育課程の変更と理解して、これに取り組むべきであると考えらる。

大学初学年生の専攻に関わりなく与えられる教育は、第一次米国教育使節団報告書にその必要性がうたわれている⁴⁾。また、専攻に関わりない高等教育は、昭和24年3月まで制度として存続した旧制高等学校でもなされていた。この旧制高等学校は日本独特の学校であり、ヨーロッパ主要国の学校制度に強いて置き換えると、イギリスのシックス・ホーム、フランスのリセ及びドイツのギムナジウム等の大学進学準備課程に相当すると考えられる。すなわち、中等教育以上の必ずしも専攻にとられない教育課程は、世界的視野からも必要であり、存続すべきものであることである。

旧制大学である東京帝国大学にあって、昭和15年4月から「全学講義」が実施され、昭和19年3月まで継続した⁵⁾。この「全学講義」は、必ずしも自己の専攻にとられない非専門の大学教育⁶⁾といっても過言でない。「全学講義」の評価は、太平洋戦争敗戦後昭和21年4月「普及講座」として復活し、東京大学になってからも「普及講座」或いは「公開講座」として継続したこと、くわえて、大学設置基準大綱化下の今日「テーマ講義」として未だ残っていることからみて、評価は高いと考えてよい。

本稿では、この「全学講義」を非専門の大学教育の原点と見做し、その概容

を紹介すると共に、非専門の大学教育のあり方（必要性、講義内容の構築プロセス及び計画・実施等）に関わり記すことにする。

2. 全学講義について

2.1 大学教育改善のうごき

大学教育改善のうごきは、明治5年の「学制」以降の大学が社会、科学、科学技術及び産業の発展に見合うように増設されつつあり、かつ、中等教育を含み日本の学校システムが拡張を重ねつつあった大正初年ごろに、その萌芽があったと考える。すなわち、「帝国大学制度調査委員会（大正7年3月19日設置、東京帝国大学）」による大学の組織・運営に関わる審議・決定事項に付帯して、この大学教育改善のうごきがあったと推定している⁷⁾。

このうごきに関連して、結論的には原敬内閣による高等教育機関の大拡張となった⁸⁾。このとき増設された旧制高等学校、旧制高等専門学校が核となり、現在の大学に発展したことは周知の事実である。

「大学制度調査委員会」が旧制高等学校制度に関して検討した真因がどこにあったかは、今となってはわからない。「大学制度審査委員会・大学制度臨時審査委員会」⁹⁾において、“教育制度上ニ於ケル大学ノ地位”の標題のもとに検討し、総合大学としての大学教育のあり方が論議され¹⁰⁾、「全学講義」が誕生した。旧制高等学校入学のための選考は経ているとはいえ、旧制大学の入学は学科単位の選考によっていた。したがって、学科の教育課程を核とする旧制大学にあって、「全学講義」が東京帝国大学で誕生したことは旧制高等学校制度に関する論議内容と共に、その経緯の探究は必要である。

2.2 全学講義の誕生

「全学講義」は、東京帝国大学の教育制度審査委員会第二特別委員会¹¹⁾内田祥三委員長によってとり纏められ、評議会を経て、昭和15年4月から始った⁶⁾。大正初年の「教育調査会」或いはその後に編成された「臨時教育会議」で、旧制高等学校の存廃を含む高等教育の改革について論議されたのは事実である¹²⁾。さきに記した「大学制度審査委員会」でも“高等学校ニ関スル件”との審議事項として挙げられ、次のような意見を提示している。

東京帝国大学大学制度審査委員会ノ高等学校ニ関スル意見ハ左ノ如シ

1. 高等学校ハ大学ノ基礎教育機関トシテ之ヲ存置ス。

大学教育ヲ受クルニ適当ナル人物即チ高キ人格、教養及び識見ヲ有スル者ヲ養成シ、且ツ大学ニ於ケル学習ノ予備的教育ヲ施ス機関トシテ高等学校ハ之ヲ存置セザルベカラズ。現制ニ依レバ高等学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的ト為スモ、之ヲ改メ大学ノ基礎教育機関トシテ高等普通教育ヲ行フヲ以テ目的ト為スヲ適当ト認ム。

1. 高等学校（高等科）ノ修業年限ハ三ケ年トス。

（説明文略）

1. 七年制高等学校ニ付テハ考慮ヲ要ス。

（説明文略）

1. 高等学校（高等科）ハ文科理科トス。

高等学校（高等科）ニ於テハ、大学ニ於ケル学部ノ種類ヲ考慮シ文科及ビ理科ニ分ツ。理科ニ於テハ之ヲ（イ）理学系統、（ロ）工学系統、及び（ハ）生物学系統ノ三種ニ分チ、各別ニ学科目ノ組合セ及ビソノ時間数ヲ定ム。

1. 高等学校ノ学科課程及ビ教授方法ニ付テハ改善ヲ要スルモノアリ。

高等学校ノ学科目ニ付テハ大体ニ於テ現制ニ依ルモノトシ、第二外国語ハ之ヲ必修トシ、理科ニ於テハ論理及ビ哲学概説ヲ加フルヲ可トス。学科目ノ内容、教授時数及ビ教授方法ニ付テハ考慮ヲ要スルモノアリ。

（出典：「大学制度審査委員会議事録（内田祥三史料）」）

以上の意見は、高等学校の存在理由は明らかにしたものの、その教育内容等については改善の方向を明確に示した。すなわち、高度の専攻性と同時に高い人格、豊かな教養及び優れた識見の涵養の必要性をうたうものである。

一方、大学制度審査委員会第二特別委員会がまとめた「全学講義」は、総合大学としての実を挙げるためとはいいつつ、この実施は自己の専攻分野を深く

修める旧制大学のイメージを少し薄めるものといえよう。「全学講義」の発想を育んだ根底に何があったのか、またこの発想を守り、育て、そして実現させた原動力は何であったのか、このことに対する解答は「全学講義」の講義内容から推察する以外に道はない。

2.3 全学講義の内容

昭和15年度と17年度の「全学講義」の題目を表1に示す。

表1 全学講義の題目事例

| 人文科学 (月曜日, 15:00~17:00) | | 自然科学 (金曜日, 15:00~17:00) | |
|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------|--------|
| 月日 | 講師及び題目 | 月日 | 講師及び題目 |
| 昭和十五年 度 | 4. 15, 22 穂積重遠(法) 法律概論 | 4. 19 坂井卓三(理) 量子論の発展 | |
| | 5. 6 | 26 | |
| | 5. 13 藤懸静也(文) 日本美術の特質 | 5. 3 竹内松次郎(医) 近世医学に於ける日本人の寄与 | |
| | 20 | 10 | |
| | 5. 27 橋爪明男(経) 我国の経済政策 | 5. 17 佐々木 喬(農) 米の生産過程 | |
| | 6. 3 | 24 | |
| 6. 10 原田淑人(文) 東亜史蹟発掘の近況 | 5. 31 丹羽重光(工) 動力 | | |
| 17 | 6. 7 | | |
| 6. 21 荒木光太郎(経) 貨幣と物価 | 6. 14 未綱聖一(理) 十七世紀の数学 | | |
| | | 6. 21 萩原雄祐(理) 理論天文学の序 | |
| | | 6. 28 緒方 章(医) ホルモンに就て | |
| 昭和十七年 度 | 10. 26 北山富久二郎(経) 軍票に就いて | 10. 30 三浦伊八郎(農) 南方の林産資源 | |
| | 11. 2 | 11. 13 | |
| | 11. 9 宇野円空(文) 東南亜細亞に於ける農耕文化 | 11. 20 三島徳七(工) 軽合金最近の進歩 | |
| | 16 | 12. 4 | |
| | 1. 11 児島喜久雄(文) レバント・ダウイナ | 1. 15 朝比奈泰彦(医) 医薬資材の変遷 | |
| | 18 | | |
| | 1. 25 渡辺信一(経) 北支の農業問題 | 1. 22 緒方知三郎(医) 病氣の本態 | |
| | 2. 1 | 29 | |
| | 2. 8 高柳賢三(法) 南方の法制 | 2. 5 久保田勉之助(理) 触媒 | |
| | 15 | 12 | |
| 3. 1 田中二郎(法) 経済統制法 | 2. 26 星合正治(二工) 航空と電波 | | |
| 8 | | | |
| 3. 15 板澤武雄(文) 日本人の南方発展と領国 | 3. 5 江本 修(農) 家畜伝染病と公衆衛生 | | |
| 22 | | | |
| | | 3. 12 星野昌一(二工) 防空と偽装 | |
| | | 3. 19 篠遠喜人(理) 遺伝と優生 | |
| | | 3. 26 山本武蔵(工) 造船に関する研究の方面について | |

「全学講義」の企画・実施は、教養委員会及び教養委員会小委員会があつた。人文科学及び自然科学講義の二系列であるので、週二日をこれに宛て、各系列10~11回の担当回数を各学部で分担した¹³⁾。また、本講義内容は“○

〇の話” というような通俗的なものを避け、いまま少し学術的なものを選ぶとしている¹³⁾。なお、講義要項は1,000部宛作成している。昭和15年度の本講義の講義内容の一事例として、紙幅の都合で簡単なものを次に紹介する。

昭和15年度全学講義（人文科学講義）

日本美術の特質

藤懸静也

第一講 概 論

日本美術に一貫せる特質を有する理由

1. 同一民族の同一国土に居住したること
2. 他民族の侵入なきこと
3. 鎖国的状態の期間の長かりしこと
4. 美術に於ける傳統保存の精神強きこと

日本美術の特質を生ぜしめたる原動力

1. 国土
2. 国民性
3. 材料
4. 文化の様相

日本美術の特質として顕著なるもの

1. 自然美の愛賞
2. 外国美術の攝取と日本化
3. 実生活の美術
4. 美術の流派と家系
5. 総合的なる美術の賞鑒

各 論（以下幻燈使用）

上 代

日本固有の趣味と上代美術の特質

1. 素朴，清浄の表現
2. 鑒賞眼並に技巧の優秀性

飛鳥奈良時代

六朝隋唐文化の攝取と当時の美術の特質

1. 大陸文化，美術の移植
2. 飛鳥時代と奈良時代に於ける美術の相違点
3. 個人佛教より国家佛教への発展，美術上の特質の変化
4. 佛教美術以外の美術，賞鑒美術の発達

第二講

平安鎌倉時代

純日本文化の大成とその美術の特質

1. 日本化したる佛教美術
2. 阿闍梨の感得と本尊
3. 佛畫と木彫佛
4. 大和繪の興隆とその特質

吉野朝足利時代

元文化の攝取と当時の賞鑒美術の特質

1. 文学並に美術の変化
2. 畫院風の繪畫と禪的繪畫
3. 含蓄性の尊重，描線の美，餘白

安土桃山江戸時代

日本文化の興隆とその美術の特質

1. 日本趣味の復興
2. 豪華と静寂の美術
3. 流派的発展

現代

世界文化の角逐と現代美術の特質

1. 東西兩洋文化の融合
2. 東洋を代表する日本美術

昭和15年度全学講義（自然科学講義）

量子論の発展

坂井卓三

第一講 量子論は如何にして創められたか

1. 19世紀の終りに於ける物理学上の思想物質の粒子性に関する思想もあつたけれども、連続性に基く場の理論が優勢であつた。場の理論は別の言葉で波動論とも云う。
2. 熱輻射の研究
日常目撃する様に、熱せられた物体は輝く。これは物体から光が出る為で、この光を輻射とも云う。この研究が従来予期しなかつたエネルギーの量子性と云う不連続観を生ずる機縁となつたのである。手近な現象も大きな秘密を含んでいる。
3. 光の粒子説、原子論
エネルギーの不連続観は光の粒子説を生じ、更に原子の理論を發展させた。併し光は一面に於て波動性を持ち、粒子性と矛盾するものであつたし、又原子論も満足なものとは云へなかつた。
4. 電子の波動性
更に不可思議な事は、従来粒子と考へていた電子も波動性を持つ事が実験上明かになるに及んで、粒子性と波動性と云う一見互に矛盾する二元論に当惑を感じると同時に新理論の近きに在ることを思はせた。
5. 新理論の発展
第二講 量子論に於ける新概念
6. 統計的性質
新しい量子論は確率の概念を含んでいる。
7. 不確定原理
統計的性質の生ずる所以は不確定原理によって説明される。然らば不確定原理とは何か。又その物理的の根拠は如何。

8. 粒子性と波動性との融和

新しい理論ではこの二元論は消失する。

9. 確率の波

原子の模型は新しい理論では如何に表されるか。

10. 微視的観測と巨視的観測

この二つの立場は排他的であり又相補的である。

11. 物理学に於ける技術性、将来の展望

(出典：「教養委員会全学講義関係」)

旧制高等学校を卒業し、かつ東京帝国大学学生という点を考慮に入れねばならないので高度な内容であることはさておいても、“総合”的といえる講義内容と判断できる。また、“総合”教育が非専門の大学教育或いは、教養教育の具体的手法の一つと考えられる。

“総合”教育或いは“教養”教育とは何かとの問いかけに対する適確な解答は難しい。第一次米国教育使節団報告書によると、日本の旧制大学の特徴として、専門教育もしくは職業教育の色あいの少ない講義の欠如を指摘している。旧制高等学校において高等普通教育は行っていたにせよ、旧制高等学校の存廃も検討されていた事実から考え、昭和15年4月から東京帝国大学で始った「全学講義」は、旧制大学に欠けていると第一次米国教育使節団が指摘した教育内容といえよう。なお、当時の総長が平賀讓海軍造船中将であったことも、「全学講義」(講義内容からみて、教養教育とみている)の実施に有効に働いたと考えている。

2.4 総合教育と全学講義

“総合”について、著者はかつて次のように述べた¹⁴⁾。

総合のもとの授業構成の方針：

- ① 専門諸科学を母体とする新しい境界領域の創設
- ② 意味ある体系としての知識・学問の総合
- ③ 過程としての知的探究のための総合
- ④ 最新の科学技術と諸科学の総合

境界領域のほかに“総合”の事例としてあげた“意味ある体系としての知識・学問の総合”と“過程としての知的探究のための総合”との違いは、次のように考えた。前者は諸門諸科学において最も基本的でありかつ学問領域を大きく支配する理論、たとえば原子・元素論の進展を考えた。後者は広範な理論でありかつ自然科学の理解に必要な理論、たとえばエネルギーを軸にして物質あるいは物質変化を理解するいき方、すなわち、エネルギーレベル、活性化エネルギーおよび電子のポテンシャル等により物質および物質変化を理解するいき方を考えた。

総合もとの物質に関わる授業の構想：

科学を理解する一つの手法として、「事例の歴史」あるいは「歴史的手法」が提案されている¹⁵⁾。物質および物質変化の理解は、古代より現在に至る各時代の人々の物質像あるいは物質観の把握によって、十分に得られるであろう。物質の理解のために、過去の物質像を知りまた物質に関する考え方の変遷をたどることは大切と考える。物質観の進展、具体的には原子・元素論の進展についての講述が、「事例の歴史」の手法による化学の理解のための良い例の1つになるであろう。

原子・元素論は、物質および物質変化の理解のために、古代から近代に至るまで物質連続説である元素論と物質不連続説である原子論が競い合い、近代科学への道を歩んできた。この原子・分子は、現在では最新の機器を使って観測できる。しかし、ドルトン、ラボアジエまでの原子・元素論は、論理的に立証可能な申し立てと感覚的および伝承的な申し立てを区別する能力——科学的思考——により提唱され、ひいてはガリレオとニュートンの実験方法にもとずき定性的あるいは半定量的化学実験によって強化されたものである。よって、原子・元素論は、化学の基本理論とするより、むしろ化学思想に位置づけたい。

ベックレル、キュリー-夫妻の放射能・放射性同位体の発見およびラザホード、ソディーの放射壊変則の提出は、したがって“化学思想”の深化と考える。(糸山東一、科学教育研究15巻、1991年より)。

物理と化学は身近な学問分野といえる。“総合”の具体的事例にあげた①意味ある体系としての知識・学問の総合、②過程としての知的探究のための総合、が「全学講義(自然科学講義)」坂井卓三教授の“第一講量子論は如何にして創められたか”及び“第二講量子論における新概念”に集約されている。“量

子論”は微視的世界を律する最も基本的な重要な理論であり、物質及び物質変化の究明に欠かせない。意味ある体系としての知識・学問の総合の具体例が第一講の量子論は如何にして創められたかであり、過程としての知的探究のための総合が第二講の量子論における新概念である。諸科学に関して、上記の①と②の視座のもとに授業内容を構築する、このことが“総合”教育また“教養”教育に課せられている。当然のことであるが、“総合”のもとでの授業内容の構築は、この“教養”教育のみの課題ではなく、専門教育においても必要欠くべからざる視点である。ただ、“教養”教育でその重みが大きいというに過ぎない。

3. 非専門の大学教育

3.1 必要性和期待される内容

専門教育或いは職業教育偏重の弊は、太平洋戦争敗戦後の日本で特にいわれたことである。昭和初期以降太平洋戦争に至るまでの日本の軍部、とくに陸軍のうごきは或る程度研究され¹⁶⁾、指導的立場にあった陸海軍幹部要員の教育プロセスの特徴と昭和期の政治に大きくかかわった陸海軍軍人の個性との関連、或いは独特な思考方式の指摘も多い。太平洋戦争開始後の陸軍士官学校の英語教育の廃止並びに英語使用の禁止は、その顕微な一例に過ぎない。陸軍よりリベラルであったといわれている海軍の幹部要員養成の海軍兵学校¹⁷⁾及び海軍大学校¹⁸⁾の教育課程もかなり徹底した専門教育であった。

昭和15年4月当時の東京帝国大学総長平賀譲海軍造船中将は、海軍兵科士官の高度な専門性から醸し出される特徴を痛感したといわれている¹⁹⁾。非専門の大学教育の必要性は、「大学制度審査委員会」⁹⁾が旧制高等学校の存置とその教育内容（学科目と教授方法）の改善をうたっていることを合せ考えるとき、また平賀譲総長も非専門分野への関心と深い教養の必要性を認めておりかつ「全学講義」の企画が実現したことから、そのことは東京帝国大学としての大方の意見であったと推定できよう。

専門性を培うところが大学であり、また専門性の涵養なしには国家・社会は成立発展しえない。専門性を培う教育は必要であるが、同時に自己の専門性を

客観的にみる側面をもつことも欠かせない。持たねばならない高度の専門性と、それを客観視し評価できる能力の判断の基準は、2.3で記した「全学講義」の内容とその価値の理解によるであろう。

専門性を培う教育より広い視野のもとの教養教育（非専門の高等教育とする）は、授業内容の構築或いは教授方法（大学制度審査委員会⁹⁾の表現）の工夫が課題である。昭和26年8月提示の大学基準協会一般教育研究委員会「大学に於ける一般教育（報告）」は、非専門の高等教育にふさわしい教授方法の事例提示である。また、この事例は「全学講義」の教授方法の精神を汲むものである。

今世紀の初頭非専門の高等教育が必要との種がまかれ、世紀半ばで制度化され、世紀終りに制度下でなくなった。すなわち、個々の大学で自由に研究し、組み立てることとなった。中等教育に接続する高等教育であること、高等教育のあり方は過去一世紀の間にいろいろな経験を積み学校制度改変を含む豊かな経験をもっていること、教育計画或いは教育課程は授業科目名が先行しそのみで論議するものではなく教授方法のもとに組み立てるべきものであること、この三つの約束のもとに非専門の高等教育の教授方法を考えねばならない。

3.2 教授方法

大学制度審査委員会の表現のように、学科目と授業内容を一括して“教授方法”ということにし、考察を続ける。

学科目或いは教育課程は、充実した授業科目があつて始めて成立し、或る目的のもとの教育の実効が挙がるものである。すなわち、大学初学年教育（広義の教養教育をいう）の目標を明確にし、かつその目標にかなう充実した授業科目があれば、或る目的のもとの教育課程は困難なく構築できるものである。本節では、初学年教育の目標を(1)高等学校教育の補正、(2)非専門の大学（高等）教育、(3)基礎専門教育、(4)基礎専門教育と併行できる大学教育、と規定し論を進める。

高等学校教育の補正：高等学校教育の補正は大学初学年教育に含むものとして昔からいわれていたことであり、かつ各級学校間の接続の場合課題になるものである。最近特に強調される理由は、大学入学の為の受験準備の激烈化に原因

する日本の中等教育の歪に原因している。

中等教育後期すなわち高等学校での理科教育は平成9年度大学入試を境にして、大きく変わることは予想される。すなわち、理科4教科（物理、化学、生物、地学）の教科書が、イギリス流にいうとAレベルとOレベルに分けられて刊行されるからである。このような高等学校教育の変化と、もう一つの見逃さないことは、世界の中等教育で大学入学の為に欠かせないこととしている、或る事項に対する徹底した取り組む態度の涵養である。フランスとドイツを事例として取り挙げ、何が欠けているかを明らかにしたい。

バカロレアのテスト問題（フランス）

A. 歴史（パリ大学区、1982年、全専攻科共通）

次の3問のうちから1問を選択せよ。

- 1) ヨーロッパにおける第二次大戦の始まり（1939年9月から1944年6月）。
- 2) ルーズベルトの1933年3月4日の就任演説
- 3) ムソリーニとヒットラーの政権樹立の比較

なお、次の資料が添付されている。

- ① 1939年9月1日のポートランド攻撃、1940年5月10日のドイツ西部戦線攻撃、1940年6月18日のドゴールのアピール、1940年7月10日のペタン元師の政権樹立、1941年6月22日のドイツのソ連攻撃

- ② 約30行の演説の抜粋が示され、自由に論述してもよいし、次の質問を手がかりにしてもよい。

- (1) どのような政治的状況の下でルーズベルトの演説がなされたか
- (2) ルーズベルトの述べた危機の諸側面は何か
- (3) ルーズベルトの示した措置はどのような点で革新的であるか
- (4) その実施のためどのような困難点が予測されているか

B. 地理（パリ大学区、1982年、全専攻科共通）

次の3問のうちから1問を選択せよ（若干の統計が付されている）

- 1) アメリカの農業

2) ドイツ連邦共和国の人口

3) 日本の経済発展

アビトゥア試験問題の範例 (ドイツ)

テーマ「親の保護権の改革について」 (180分)

〔テキスト1〕 事例の記述

F・ハインツは、小さなカラー塗装店を経営している。息子のフリッツは、16才である。父親は息子に、基幹学校修了後、商人としての徒弟奉公をしてもらいたいと思っている。そして、ゆくゆくは父親の仕事を助け、自分の跡を継いでくれることを望んでいる。フリッツは、余暇の大部分は、モーターバイクを乗りまわして過ごす若者である。長期の休暇は、学友の父親が経営する自動車工場でアルバイトをしており、将来は自動車整備工になりたいと考えている。

〔テキスト2〕 両親の保護権の新規程に関する保律案
(1626条)

- (1) 父親および母親は、未成年の子どもを保護する義務および権利を有する (両親の保護)。両親の保護は、子どもの人身に対する保護 (人身保護) および、子どもの財産の保護 (財産保護) を包括する。
- (2) 子どもが問題を自ら判断できる状態にある限り、両親は保護の行使に当たって、子どもの判断を顧慮しなければならない。両親は子どもと基準を話し合い、できるだけ子どもと合意に至らなければならない。子どもの教育、および職業に関わる基準は、子どもの能力および性向に合致したものでなければならない。意見の相違がある場合、職業相談所、教育相談所の助言を求めなければならない。

(1631条)

- (1) 人身の保護は、とりわけ、子どもを保護し、教育し、監督し、子

どもの滞在所を決定する義務および権利を包括する。

- (2) 後見裁判所は、申請に基づき、人身の保護に当たってそれが適切な場合、両親を援助しなければならない。

〔添付資料〕 現行民法典

〔課題〕

1. テキスト1で叙述されている父親と息子との間に存在する葛藤状況を、法律的側面から説明しなさい。
2. 1626条の新規定(テキスト2)と民法典の現行規定とを比較し、テキスト1で描写されている事例を、新規定に従って説明するとどうなるか書きなさい。
3. 立法者が新規定を策定した理由を云いなさい。その際、家族および社会の機能と、立法者に課せられた任務とを、両親と子どもの権利という観点に立って考察しなさい。
4. 保護権の改革プランに対し、批判的評価をしなさい(ただし、1626条および1631条で表されている限りで)。その際、2および3で行った主張と見解から出発しなさい。

(出典：大学入学研究会。「世界の大学入試」時事通信社，昭和61年)

バカロレア資格はフランスの ①中等教育の修了(リセと呼ばれる高等学校の卒業)，②大学(国立総合大学)への入学登録，③国立専門大学の受験準備級進学のための基礎資格，であり，18才年令層の25%がこの資格を取得するといわれている²⁰⁾。バカロレア試験問題作成は各大学区別に，大学区視学官，地方視学官が選んだ教員，大学およびリセ教員が当るとされている。

アビトゥア資格はドイツの総合大学，教育大学，神学大学，総合制大学などの，どの専攻分野にでも入学できる資格である。また，アビトゥア資格取得者は，1965年から1980年の間に約7%から20%へ増大した。アビトゥア試験問題作成は州によりいくらかの違いはあるが，中等学校教員が作成し文部省側がそれを選択し試験問題とする方式とされている²⁰⁾。

バカロレアおよびアビトゥア資格取得者の18才年令層の割合25%と20%は，

日本の大学進学者の割合30%台を少し下まわる数字である。この割合の多少の違いはさておき、フランスおよびドイツの高等学校と日本の高等学校の教育の違いが、事例として挙げたバカロレア及びアビトゥワ試験の論述問題から明らかになる。このような教育が高等学校でできかねる現状ならば、少なくとも大学入学者には“教養”教育として課す必要があるということになる。このような教育は“セミナー”の形でする方式が妥当であろう。また、大学入学者に対し或る事項について徹底的に自分で調べる態度の涵養、このことを培う教授方法を構築せねばならない。

非専門の大学（高等）教育：非専門の大学（高等）教育（以下、教養教育という）のあり方は、過去一世紀にわたり考究され実践されつつあることである。東京帝国大学の「全学講義」が実践例であり、大学基準協会一般教育研究委員会「大学に於ける一般教育（報告）」がそのあり方の提示である。また、大学基準協会「大学教育の改善について（意見）」によって“総合コース”等が法的に定められたが²¹⁾、このことは教養教育の一つのあり方を法的に定めたものといえよう。

教養教育の一つのあり方として、最近“主題科目”という表現をしばしば見受ける（神戸大学、名古屋大学、愛知学院大学、香川大学その他）。主題科目、総合科目或いは総合コースの教授方法は、広義にとらえ等しいとする方が混乱はない。教養教育とは如何にあるべきかの命題のもとの一つの解答が「全学講義」となり、「大学に於ける一般教育（報告）」に提示された事例であると考えからである。或る主題のもとの授業科目の展開は、教養教育としての総合教育科目の一つの組み立て方にすぎないと考えるからである。

総合科目或いは主題科目として授業内容を構築するとき大切なことは、この授業内容が大学初学年生向きか高学年生向きかの判断と、受講者の専攻に関わるか否かの判断である。この判断の基準を大学として、或いは教養教育担当組織が明示しない限り、総合科目或いは主題科目は大学教育の改善に有効に働かないであろう。

基礎専門教育：基礎専門教育について考究する場合、学部として、学科・課程としておよび専攻としての基礎専門を明確に区別せねばならない。この三つ

のカテゴリーの授業内容或いは教授方法が明示されて始めて、教養教育の教育課程たとえば総合科目(主題科目)の年次配当或いは専攻別配当がやり易くなる。

基礎専門教育と教養教育の教授方法の先決性は、両者の立場からみて衝突する事態もおこりうるかもしれない。基礎専門教育が決まらなると教養教育は決まらない、或いはその逆の主張ということである。このことの解決のために、昭和24年4月戦後の大学発足時、唯一の教養学部として発足した東京大学での論議の内容をみることにする²²⁾。

新大学制実施準備委員会で、まずゼネラルカルチャアの標題のもとに、教育刷新委員会²³⁾、大学基準協会の議論を紹介した後、そのあり方(入学方法、学生定員、講座制等)について検討し、決めていっている。ゼネラルカルチャアと専門教育との関係についても議論され、(1)大学4年間で完成教育とするか、専門の基礎知識ももたせる人間教育にするか、(2)ゼネラルカルチャアと専門教育を楔び型にするか否か、(3)ゼネラルカルチャアは各学部共通か、特色をもっていくか、等が大づかみな議論の焦点となっている。なお、ゼネラルカルチャアの内容については、次のような記述がある。

新制大学、現在の大学豫科(私立43)高校と高専(官立118,公立79,私立202)は原則的には新制大学とする。これら学校の学修科目単位は従来学校ごとに、また学部別にも異っていたのを改め、新学制では法、文、経は自然科学、社会科学のほか少なくとも15科目、理科は自然科学、社会科学のほか12科目を学習させることにし、授業は1週15時間で半年(15週間)で15単位、4年間に120単位とれば卒業後学士号を与える。理科関係は完備した実験室のあること、医科は附属病院を有することが条件になる。

(教育刷新委員会成案要旨、新大学制実施準備委員会議事録より)

- ゼネラルコースの中に専門科目もとり入れ、高校生の学力低下の分をそのコースに於て、補うためか。またゼネラルカルチャアの科目の中には2年、3年と進んでからやるのが適当なものもあると思う。一方工学部では2年目から相当専門的にはやらねばならない。

- 今の話の第一のポイントが重要で従来の高校の上に大学を置くのではなくそれをとり込んで新しいものをつくるのである。次に第二のポイントで1年でか4年までかは、施設の面で大いに影響されよう。
- ゼネラルカルチャアの中の物理、化学は如何なるものか、新高校の基準大綱を知って参考にしたい。それによって1年か1年半にするか決定する。
- 人文関係でやる数学等は、数える技術でなく数学的アイデアを求めると必要なので、それがゼネラルカルチャアのねらいと思う。
- 4年制の新しい大学の問題は、高校に大学の空気を弘め、高校の気分を大学にとり入れるということで新性格をつくりたい。

(出典：新大学制実施準備委員会議事録)

ゼネラルカルチャアについて大づかみな議論を、第一特別委員会を経て、本委員会で議論しジュニアコースのあり方を決めた後、ジュニアコースの教育内容の検討を第四特別委員会で行っている。ゼネラルカルチャアに関わる授業科目（人文科学、外国語、社会科学、自然科学及び体育）および各学期（第1～第4学期）における開講時数の提示があり、このことに対する各学部の要求とその調整が論議されている。くわえて、卒業要件の必要単位数に関連するので、講義、演習、実験の単位数の決め方を提示している。

新大学制実施準備委員会および第四特別委員会議事録によって各委員の発言内容から推定されることは、ゼネラルカルチャアとして開設する授業科目の授業方法は、過去に経験した「全学講義」から各委員の頭の中に形づくられていたということである。このような推定は、“ゼネラルコースの中に専門科目もとり入れ、高校生の学力低下の分をそのコースに於て補うためか。またゼネラルカルチャアの科目の中には2年、3年と進んでからやるのが適当なものもあると思う。一方工学部では2年目から相当専門的にはやらねばならない。”、との発言から正しいと考える。

学部の代表委員が教養教育について議論する場合、自己の学部の基礎専門及び専門教育には通じている筈である。よって教養教育に対する共通理解があれ

ば、すなわち教授方法に対する共通理解があれば、教養教育の実施は支障なく遂行されるであろう。学部、学科間の教授方法に大差ある旧制大学において、「全学講義」が実践され現在も継続していることは、スタート時点で詳細な教授方法が提示されたからに他ならない。

基礎専門教育と併行できる大学教育：教養教育に価する授業科目である以上、基礎専門教育と併行できるとは自明のことである。しかし、この授業科目が他専攻学生にフィットするか否かは問題となる。例えば化学の基礎教育と併行して開設している授業科目に文系の学生が受講することの是非は、詳細な教授方法の提示或いは試行なしには語れない。

教養教育の効能は、その詳細な教授方法の提示とその試行、および試行した成果の調査によって、はじめて明らかになる。詳細な教授方法の提示なしに授業科目を配列し、受講させても教養教育の実実はあがらない。

4. おわりに

昭和15年4月から東京帝国大学で始った「全学講義」について、できるだけ詳細にその実態を明示できるように、東京大学史史料室資料のもとに、「全学講義」の誕生の経緯と「全学講義」の延長線上にある教養教育に関する事に焦点を絞り、論及した。教養教育は古くて新しい現実の課題であり、中等教育と大学教育の改善に関わることでもある。教育の問題は、多くの諸先達の考究と実践の成果にたち、検討・考察・実践すべき課題と考えている。

本稿を記すにあたり、東京大学史史料室 鈴木敏行事務官、中野実助手の御好意により、貴重な諸資料を閲読・引用させて頂いた。ここに、感謝の意を表す次第である（1994. 8. 15）。

註と引用

- 1) 大学基準協会一般教育研究委員会, 「大学に於ける一般教育 (報告)」, 昭和26年8月
- 2) 中央教育審議会, 「大学教育の改善について (答申)」, 昭和38年1月
大学基準協会, 「大学教育の改善について (意見)」, 昭和40年10月文部省, 新しい大学設置基準——一般教育——
(昭和45年8月31日改正, 昭和46年4月1日施行)
- 3) 東京大学, 「大学改革準備調査会第一次報告書」, 昭和44年10月13日公表
- 4) 鈴木清訳, 「第一次米国教育使節団報告書」, p 135, 玉川出版部 昭和22年
- 5) 東京大学史史料室, 「教養委員会全学講義関係, 自昭和15年度」
- 6) 「本学年ヨリ全学講義ヲ開始ス, 本年ハ左記ノ要項ニヨリ之ヲ行フベキニ付キ, 学生ハ聴講スベシ

猶, 法文経諸学部ノ学生ハ自然科学講義ヲ, 醫工理農諸学部ノ学生ハ人文科学講義ヲ聴講スルモノトスル, 但シ他ノ講義ニモ出席スルコト差支ナシ

昭和15年4月1日

東京帝國大学」

(出典: 東京大学史史料室「教養委員会全学講義関係」)

- 7) 「帝国大学制度調査委員会諮問事項
評議会決定 大正7年3月19日

諮問事項

1. 学年学級制廃止
1. 試験全廃
1. 学士試験
1. 教授助教授停年制度設置
1. 総長推薦ノ件 (銓衡委員ヲ置クコト)
1. 学長推薦ノ件 (銓衡委員ヲ置クコト)
1. 教授, 助教授ノ黜陟 (銓衡委員ヲ置クコト)
1. 学年始メヲ4月トスルコト
1. 大学院改良」

(出典：大学制度審査委員会・大学制度臨時審査委員会議事録(内田祥三資料))

- 8) 臨時教育会議(大正6年9月)の高等教育に関する制度上の決定事項：大学令の制定による私立学校の大学昇格，医学専門学校の医科大学昇格，高等学校及び高等専門学校の増設，帝国大学に学部・研究所の増設

同会議の大学教育改善への要求：(前略)大学ニ於テハ受動的学習ノ風ヲ改メ学生ヲシテ教授指導ノ下ニ自ラ研究セシムルノ方針ヲ取ラムコトヲ望ム(理由)「大学ニ於テハ學術ノ攻究ヲ目的トスルヲ以テ学生自ラ學術ヲ研究スルノ風ヲ存セサルヘカラスニ拘ラス我国従来ノ學風ハ実験ヲ主トスルモノヲ除クノ外概ネ教授ノ講義ヲ聽聞筆記シ之ヲ記憶シ試験ニ及第スルヲ以テ能事レリトスルノ弊ニ陥リ自修独創ノ學風ノ不振ヲ來セルハ大學教育上ノ一大欠点ニシテ而モ此ノ弊風ハ独り大學ニ止マラス其ノ余弊ノ及フ所總テノ學校ニ通シテ其ノ風ヲナスニ至レリ……(以下略)」

- 9) 「大学制度審査委員会・大学制度臨時審査委員会

1. 大学制度臨時審査委員会沿革

昭和12年6月29日評議会ニ於テ長与総長ヨリ政府ニ於テ設置セラレタル教育審議会ニ鑑ミ，大正7年ノ本學制度改正委員会ニ倣ヒ大學制度ニ関スル再検討ヲ行ヒ，惹テハ教育制度全般ニ亘ル研究批判ヲ行ヒ大學ノ意見ヲ明確ニ致シ置ク為大學制度審査委員会設置ノ提案可決セラレ，同年7月9日第1回準備委員会ヲ開キ委員会ノ目的及任務ニニ関スル件ヲ協議シ，…(中略)…

2. 大学制度審査委員会審議事項

- i) 大学ノ本質(大學令ノ吟味，大學ノ目的，大學ノ自由，時局ト大學等)
- ii) 教育制度上ニ於ケル大學ノ地位(綜合大學ト單科大學，大學教育ノ程度等)…(中略)…

vii) 学部ノ構成(学部構成ノ吟味，学部間ノ連絡等)
(以下略)」

- 10) 「学部間ノ連絡ニ関シテハ左ノ諸点ニ留意スベキモノト認ム

(イ)一学部ニ在ル学科ニシテ他ノ学部ニ關係アルモノ及互ニ相類似セル学科ガ2以上ノ学部ニ各別ニ存在スルモノニ在リテハ学科課程及講義ノ内

容ヲ出来得ル限り整正シテナルベク他学部ニ於ケル関係職員ヲ相互ニ
利用スル方法ヲ講ズルコト… (中略) …

追加 昭和15年2月19日可決

1. 学部ノ構成

i) 学部間ノ連絡ヲ図リ綜合大学ノ実ヲ挙グル為メ左ノ要領ニヨリ講義ヲ行
フヲ適当ト認ム

(イ) 本学学生ノ為メニ人文科学系統及自然科学系統ノ一般の講義ヲ開キ以
テ専門教育以外ニ一般の教養ヲ高ムル上ノ一助ヲラシムルコト。

(ロ) 右ノ両講義ハ毎年一定ノ期間 (例ヘバ4ヶ月又ハ半年) 毎週1回一定
ノ時間 (例ヘバ月曜日午後3時ヨリ5時) ニ之ヲ行フコト。

(ハ) 講師ハ原則トシテ本学教授ヲ以テ当テルコト

(ニ) 右ノ目的ヲ達スル為メ各学部ニ於テ右ノ時間ヲ空白トナシ聴講シ得ル
コトトスルコト

(ホ) 右ノ講義ノ名称ヲ定メ (月曜講義ノ如シ), 学生ノ聴講ヲ容易ナラシ
ムル諸方法 (各学部ニ於テ其ノ都度講師・題目を揭示シ, 適当ナル
講堂ヲ選択スル等) ヲ講ズルコト

ii) 右ノ講義ノ具体的計画ヲ立テ之ヲ実施スル為メ委員会ヲ設クルヲ適当ト
認ム (以下略) 」

(出典：東京大学史料室, 「大学制度審査委員会議事録」内田祥三資料)

11) 「大学制度臨時審査委員会第二特別委員会

委員長

委員 各学部教授二名宛

幹事 矢部助教授, 本田助教授

書記 横山書記

1. 学部ノ構成

学部ノ構成ノ吟味, 在学年限, 学部間ノ連絡, 各学部共同研究等

2. 講座制

存廃, 種類, 内容, 名称等

3. 大学院ノ内容

人員、年限、指導組織等」

(出典：「大学制度審査委員会議事録（内田祥三資料）」)

12) 宮原誠一、「教育史」日本現代史大系，東洋経済新報社，昭和38年

13) 「昭和16年度全学講義ニ関スル件ヲ附議上提，昭和15年度同講義実施ノ経験ヨリ二三ノ改善意見ノ開陳アリタルモ結局

1. 講義曜日，時間，ハ前年通りトナシ
2. 教室ハ法文経一號館第25番教室ヲ最適ト認ム尚同教室ニ映写幕ヲ設備スルコト
3. 同時刻ニ於ケル学部演習ヲ時間的ニ考慮スルコト
4. 又座談会，講演会等ノ開催ヲ同時刻ニハ禁スルコトハ前年ノ通り

トナス事トシ，講義題目ヲ学生ノ在学期間中ヲ通シテ連絡アラシムル様ヤ、計画的ニ考慮する事ニ関シテハ，聴講学生ノ多クカ一年二年ノ者ナル実情ト講師選定ノ事情トヨリ反ッテ断片的トナル恐レアルヲ以テ一年毎ニ計畫スルヲ可トスル旨決定，又学生ヲシテ成ル可ク本講義ヲ聴講セシムル様各学部ニ於テ更ニ努力スル事ヲ申合セ又講義題目ハ「〇〇ノ話」等ノ如ク通俗的ノモノヲ避ケ今少シク学術的ナルモノヲ撰ブ事トナシ，更メテ講師ノ承諾ト題目ヲ確定シテ二月十五日迄ニ学生課迄通達シ，昭和十七年度講義ニ関シテハ

1. 人文科学ニ関シテハ法学部3回，文学部4回，経済学部4回
2. 自然科学ニ関シテハ医学部2回，工学部3回，理学部3回，農学部3回ヲ夫々分担スル事トシテ，ソノ講師氏名，講義題目ヲ三月十五日迄ニ学生課迄通達スルコトトナシ，……（以下略）……」

(出典：「教養委員会全学講義関係」)

14) 糸山東一，化学分野から自然科学方法論へのアプローチ，科学教育研究 15,2-10 (1991)

15) 1946年1月ハーバード大学は学内に一般教育委員会を組織し，1943年1月の報告書「一般教育の目標」での指導原理と目標とにしたがい，具体的教育計画の実施に着手した。この計画の中に「歴史的方法」と「事例の歴史」が示されている。

16) 叢書としては，「現代史資料，45巻+別巻（索引），続現代史資料，～

8巻まで(みすず書房, 1961~)」、 「明治百年史叢書, ~424巻(原書房, 1965~)」、 極東軍事裁判速記録, 10巻(朝日新聞社,)」、 個々の人物或いは事件等に焦点を当てたものとしては, 原田日記, 近衛日記, 原敬日記, 木戸日記, 二・二六事件, 三月事件, 橋本欣五郎, 石原莞爾, 米内光政, 宇垣一成, 永田鉄山他多数。

17) 海軍兵学校教育綱領(昭和14年7月28日官房機密4757号)によると, 軍事学(運用術, 航海術, 軍政他計12科目), 普通学(数学, 理化学, 精神科学他計7科目)の教育課程による海軍士官養成である。この中の普通学が非専門としての高等教育と考えられる。精神科学では心理学, 論理学, 倫理学及び哲学概論が講義されている。しかし, 本講義の主旨は, “内的教養ニ資セシメ軍隊ニ於ケル教育者及指揮統率者トシテノ根底ニアル人格的基礎ヲ与フ”となっている。また, 歴史として, 国史, 東洋史, 西洋近世史が講義されているが, その主旨は, “列国興亡ト文化ノ発達トヲ了解シ特ニ帝国独特ノ文化ヲ理解シ帝国国体ノ尊厳ナル所以ヲ闡明シテ堅固ナル国体信念ヲ涵養セシム”となっている。以上のように, 海上勤務の第一線で指揮に当たる士官の教育は, 或る程度の普通学が盛り込まれているものの, 普通学の教育の目的は, 下士官・兵の統率のための教養の涵養の感は免かれない。

18) 海軍大学校は, 明治21年7月14日海軍大学校官制及び同月17日海軍大学校令によって, 甲号学生(砲術, 水雷術, 航海術等の分隊長要員), 乙号学生(分隊長クラスの各自選択する学科の専攻学生), 両号学生(特務少尉クラスの専攻科学生)を教育し, 海軍の幹部要員の養成に当った教育機関である。明治27年度の甲号学生教授要旨は次の通りである。砲術, 水雷術, 航海術等の軍事学は計13科目, 地形地理学, 応用力学, 物理学, 国際公法等の普通学が10科目である。リベラルな空気をもっていたといわれていた海軍は, 高度な科学技術を結集した艦船を操ることから, 海軍大学校といえどもかなり徹底した専門教育を行っていたことは確かである。

19) 内藤初穂, 「平賀讓遺稿集」, 共同出版社, 昭和60年

20) 大学入学研究会, 「世界の大学入試」, 時事通信社, 昭和61年

21) 昭和45年8月31日, 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部改

正する省令

- 22) 東京大学, 新大学制実施準備委員会第四特別委員会ジュニアコースの共通問題 (昭和23年2月設置)
- 23) 第一次米国教育使節団来日時に日本国文部大臣によって任命された日本側分科委員会の後身委員会

補 遺

全学講義の大学専門教育での位置づけとその評価を調べるために、東京大学史料室を尋ね、大学一覧・学生便覧・新聞等を調べた。

昭和16年12月8日太平洋戦争開戦のため、同月28日第1回3ヶ月繰り上げ卒業、および昭和17年9月28日第2回3ヶ月繰り上げ卒業によって、大学在学年数は2年半に短縮された。この在学年数短縮のこともあり全学講義は、東京帝国大学文学部、農学部学生便覧によると卒業に必要な授業科目には指定されていない。ただし、農学部学生便覧には、農芸化学科、農業科、獣医学科、農業経済学科、農業土木学科の選択科目の中に特別講義（毎週2時間）が組み込まれているが、全学講義がこの特別講義に充てられたかどうかは今とってはわからない。

大学一覧と学生便覧には、学部通則（東京帝国大学の各学部則）14全学講義での項「第91條各学部学生ノ一般的教養ヲ高メ総合的知見ヲ培フ為全学講義ヲ設ク」および「第92條全学講義ハ每学年特定ノ期間ニ之ヲ開キ各学部学生ヲシテ聴講セシム」の提示、くわえて学部共通細則11全学講義で「第38條全学講義ハ人文科学系統及自然科学系統ノ各分野ニ涉リ之ヲ行フ」および「第39條全学講義ノ講師、講義題目、期間及時間表ハ每学年始ニ之ヲ定ム」等を示されている。

大学当局の全学講義に対するこのような力の入れ方は「帝国大学新聞」にも大きく影響している。すなわち、昭和15年4月15日付新聞に「全学講義開く（けふ午後四時）」との見出しで“待望の全学講義は愈けふ午後四時から法経二十五番教室で人文科学講義の第一陣を受け給って穂積教授の法律概論が開かれる。同法律概論は更に廿二日（月）五月六日（月）の三回に亘って行はれる”と記し、積極的に広報につとめている。

本講義の内容等については、毎週一回発行の帝国大学新聞第一面の1/3～1/2を費し詳細に報道している。

このような大学当局の本講義に対する力の入れようは、大正期に始った硬直した深く狭い専門教育の弊の打開の為の施策の線上にあったことは疑えない。

しかし、太平洋戦争突入は、2回の3ヶ月卒業年限短縮をもたらした。すなわち第1回の3ヶ月短縮措置は、海軍関係では1期兵科予備学生（272名）、9期飛行予備学生（34名）の採用となり、第2回の短縮で2期兵科予備学生（482名）、11期飛行予備学生（85名）、1期飛行要務予備学生（14名）、1期飛行機整備予備学生（141名）、1期兵器整備予備学生（347名）の採用となり、約1ケ年の基礎及び術科専門教育を経て少尉に任官し、太平洋の各前線に赴いている。

昭和18年に入り、更に6ヶ月短縮し二ケ年の学習年限になった段階で、全学講義の実施は難かしくなり、事実上終焉したと思われる。